

令和元年度 弘前市奨学生募集要項（追加）

弘前市教育委員会

弘前市奨学金貸与条例に基づく奨学生を、次により追加募集します。

1 対象者

本市に住民登録を有する者の被扶養者で、学校教育法に基づく大学（短期大学含む）、専修学校（一般課程を除く）、高等専門学校または高等学校（中等教育学校後期課程含む）に在学している者。

また、経済的理由により奨学金の貸与がなければ修学が困難な者（日本学生支援機構第二種の家計基準に準ずる）。

なお、他の奨学金制度と重複して利用することはできません。

2 貸与額（例）

学校種別	修学期間	貸与月額	貸与総額
大学、短大、高等専門学校の専攻科、 専修学校専門課程	4年（48月）	2万5千円	120万円
	3年（36月）		90万円
	2年（24月）		60万円
高等学校、専修学校高等課程	3年（36月）	1万3千円	46万8千円
	2年（24月）		31万2千円

※上記は一例ですので、表に記載のない学校等についてはお問い合わせください。

3 申請方法

次の書類をそろえ、在学学校または教育総務課へ提出してください。

- ① 弘前市奨学金貸与申請書：申請者（奨学生本人）及び連帯保証人等が記入します。
 - ② 弘前市奨学生推薦調書：現在在学している学校の校長または学長が作成します。
※ 申請時在学していない者は、直近の卒業校に作成を依頼すること（③成績証明書も同様）。
 - ③ 成績証明書：申請時の前年度の分
※ 申請時高校1年の者は卒業した中学校から、大学1年の者は卒業した高校から取得すること。
 - ④ 住民票の写し：（ア）申請者と生計を共にする世帯全員分
（イ）連帯保証人の分
 - ⑤ 直近の収入に関する証明書（所得課税（非課税）証明書、年金額決定改定通知書の写し等）
※ 所得・課税証明書は『平成31年度（平成30年分）』（6月10日より交付）を提出すること
※ 継続してある収入に関しては全て、金額が証明できるものを提出すること
（ア）申請者と生計を共にする世帯全員分（※義務教育就学中以前の者は不要です。）
（イ）連帯保証人の分
 - ⑥ 通学状況調査票
- ▼弘前市に住民登録がある方
- ⑦ 同意書：申請者と生計を共にする世帯全員及び連帯保証人が署名捺印してください。
（※義務教育就学中以前の者は不要です。）

※ 上記④及び⑤については、⑦の提出により添付を省略できます。ただし、基準日に弘前市に住民登録がない、非課税所得がある等の理由により、同意書の提出があっても添付を要する場合があります。この場合は、教育委員会からご連絡します。

裏面もあります

- 4 連帯保証人の条件 **※2名必要です。(申請者を扶養する世帯の者1名及び別生計の者1名)**
- ① 申請者の4親等以内の者で、本市に住民登録を有し、一定の収入を持ち、独立の生計を営んでいること。
 - ② 他の奨学金制度による貸与を受け、または受けようとする者の連帯保証人となっていないこと。
- ※ 上記の条件を備えた者を連帯保証人としてできない場合は、ご相談ください。**
- 5 貸与の決定
申請書類を審査の上、結果を令和元年7月下旬頃に通知します。
- 6 貸与の時期
採用決定後、誓約書等の必要書類を教育委員会へ提出していただき、4月分から8月分を8月中旬に送金します。(※誓約書には、本人や連帯保証人等が署名捺印し、印鑑証明の添付を必要とします。)9月以降の月額貸与は、原則として毎月第2金曜日(祝日の場合はその前日)に送金されます。
- 7 貸与の決定の取消し
採用決定後であっても、必要書類を期限までに提出しない場合、申請書等の内容が故意に事実と相違して記入されていることが判明した場合や学校等へ入学しない場合は、決定を取り消すことがあります。
決定が取り消された場合は、既に貸与済みの奨学金の全額を一括で返還していただきます。
- 8 貸与の休止または中止
次のいずれかに該当するときは、貸与を休止または中止します。
- ① 学業成績または操行が不良となったとき。
 - ② 辞退の申出があったとき。
 - ③ 病気等のため、修学の見込みがないとき。
 - ④ その他貸与を必要としない事由が生じたとき。
- 9 奨学金の返還方法
- ① 本奨学金は、無利子です。
 - ② 在学中の学校を卒業後、1年間据え置いてから返還開始となります。
 - ③ 月賦、半年賦、年賦の均等払いにより、10年以内で返還します。(※繰上げ返還もできます。)
- ※ 上級学校に進学したときは、申請により在学期間中の返還を猶予することができますのでご相談ください。ただし、返還期間は延長となりませんのでご注意ください。**

10 募集締め切り

令和元年6月28日(金)(教育総務課必着)

申請先及びお問い合わせ先	： 弘前市教育委員会 教育総務課総務係 0172-82-1639 〒036-1393 弘前市大字賀田一丁目1番地1(岩木庁舎内)
--------------	---